

第2回

佐賀市自治基本条例検証委員会
【各条文・逐条解説検証の論点】
(条文別)

令和3年3月24日(水)

佐賀市 協働推進課

事前に、委員から提出された条文・逐条解説検証確認票を集約し、一覧表に取りまとめた。

佐賀市まちづくり自治基本条例 意見集約表

章	条	内 容	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	G 委員	H 委員
前文			●							●
第一章 総 則	第 1 条	目 的								●
	第 2 条	定 義	●						●	●
	第 3 条	この条例の尊重								●
	第 4 条	自治の基本理念								
	第 5 条	まちづくりの基本原則							●	
第二章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務	第 6 条	市民等の権利							●	
	第 7 条	市民等の役割及び責務							●	
	第 8 条	市民活動団体の役割及び責務							●	
	第 9 条	事業者の役割及び責務				●				
	第 10 条	議会の役割及び責務	●							
	第 11 条	市長の役割及び責務								
	第 12 条	職員の役割及び責務	●						●	●
第三章 情報共有、市民参加及び協働	第 13 条	情報共有の推進								
	第 14 条	説明責任								
	第 15 条	会議の公開								
	第 16 条	個人情報の適正な管理								
	第 17 条	市民参加の推進								
	第 18 条	意見公募手続								
	第 19 条	意見等の取扱い		●						
	第 20 条	審議会等	●	●						
	第 21 条	住民投票						●		
	第 22 条	協働の推進								
	第 23 条	地域コミュニティ活動	●						●	
	第 24 条	災害等への対応							●	
	第 25 条	子どもへのまなざし								●
	第四章 市政運営	第 26 条	総合計画							
第 27 条		行政評価								
第 28 条		財政運営								
第 29 条		行政手続								
第五章 国及び他の地方公共団体との関係等	第 30 条	国及び他の地方公共団体との関係								
	第 31 条	国際的な視野の醸成				●	●			
第六章 条例の検証	第 32 条	佐賀市自治基本条例検証委員会								
	第 33 条	条例の見直し								
全般			●	●	●					●

【条文】

(前文)

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育んできました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
「私たちは年齢や性別等に関わりなく・・・」の表現	「年齢や性別、国籍等に関わりなく」と国籍を入れる必要はないか。外国籍の住民も「市民」に入っていると思う。佐賀市の市長、議員の選挙権の問題等もはらむため、対立の恐れはある。	A委員
前文に、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsの17目標を佐賀市の目標として市民活動を行うことを記載する是非について	何らかの形でSDGsを佐賀市の基本目標として記載してはどうかと思う。	A委員
「年齢や性別等に関わりなく」の表現	「年齢や性別、 <u>障がいの有無</u> に関わりなく」 一般的に、社会的弱者といわれる人たちに 関することが見えてこない。あえて、ここ に入れることもありではないか。	H委員

【条文】

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的とする。

【逐条解説】

条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするものです。

この条例は、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考えのもと、自治のまちづくりを推進し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的としています。

子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するために、「自治の基本理念」と「市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務」を明確にするとともに、「情報共有、市民参加及び協働」、「市政運営」、「国及び他の地方公共団体との関係等」などのまちづくりの基本事項を定めています。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
説明なのに、同じ表現でいいのか。	具体的に、「市民は等しく尊重されること、市民は、自らの意思と責任をもって、市政に参画できること」のようにしては。	H委員

【条文】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (6) まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (8) 情報共有 市民等、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を共有することをいう。
- (9) 市民参加 市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動することをいう。
- (10) 協働 市民等、議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
(2) 市民活動団体 「自治会、特定非営利活動法人その他・・・」	自治会、特定非営利活動法人の前にコミュニティの自治の担い手に成長しつつある「まちづくり協議会」を入れたい。	A委員
(6) まちづくり 「公共の福祉を増進するために行われる活動の総体」	一番大切なポイントなのに、「公共の福祉」、「総体」など理解が困難。	G委員
(2) 市民活動団体 「公益性」 (6) まちづくり 「公共の福祉を増進」	市民は、分かりにくいのではないか。 公益性…法的（行政）用語なので説明はする必要がないのではないか。 人権尊重であること、人間らしく、自分らしく生きることでは。	H委員

【条文】

(この条例の尊重)

第3条 他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【逐条解説】

この条例と他の条例、規則等との関係性について規定しています。

法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、この条例が「情報共有」、「市民参加」、「協働」などのまちづくりに関する既存の制度・仕組みを取りまとめ、まちづくりのルールとして定めたものであり、他の条例、規則等との相互調整を図る必要があることから、訓示的、宣言的な意味として、その関係性を明らかにしたものです。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
逐条解説中の「訓示的」・「宣言的」という言葉が難しいのではないかな。	訓示的は、上から下への命令的な意味と受け止められるがいいのか。宣言的、といういい方はあるのかな。	H委員

【条文】

(まちづくりの基本原則)

第5条 次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
(1) 情報共有の原則	市民が情報を共有するためには行政の協力が必要。 いまだ一般市民が情報を収集しているとは思えない。	G委員

【条文】

(市民等の権利)

第6条 市民等は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
「公共の福祉」の説明	逐条解説の中に分かりやすく記載する。	G委員

【条文】

(市民等の役割及び責務)

第7条 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

【逐条解説】(抜粋)

(第2項)

市民等は、主体的に行動するために、自ら積極的にまちづくりに関する情報を収集するとともに、他の市民、団体等のあらゆる主体の立場や意見を尊重し、パートナーとして、助け合いの精神をもってまちづくりに参加していくこととしています。

ただし、市民参加は、あくまでも自主的、自発的に行われるべきものであり、決して強制されるものではありません。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
逐条解説第2項中の「自ら」の解釈	「自ら」とは個人とも受け取られ、十分な情報収集はできないのでは。	G委員

【条文】

(市民活動団体の役割及び責務)

第8条 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の活性化に貢献するよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
コミュニティ活動との違い	第23条のコミュニティ活動との相違点を記載してもらいたい。 市民はどちらに力点すべきか不明。	G委員

【条文】

(事業者の役割及び責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し	地元企業に比べ大規模商業施設は利益だけ持っていき、地域貢献の意識が希薄である。 「一員としての自覚を持ち」に変えてはどうか。	D委員

【条文】

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、市政に係る意思決定を行う議決機関としての役割を担うものとする。

2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。

3 前2項及び法令に定めるもののほか、議会に関する基本的事項については、別に条例で定める。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
議員、職員管理職、審議会に女性を一定数確保することを規定するクォータ制 (quota system) を導入することの是非について	最近、社会的事件に関連して「女性議員の比率が先進国で最低に近い」との報道されたことに鑑み、クォータ制を議論する必要があると思う。	A委員

【条文】

(職員の役割及び責務)

第12条 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。

2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

【逐条解説】(抜粋)

その他、市職員には地域社会の一員として、地域コミュニティ活動、ボランティア活動や子どもへのまなざし運動など市民活動への積極的な参加も求められます。そのため、本市では、「職員の一人二役運動」を推進しています。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
議員、職員管理職、審議会に女性を一定数確保することを規定するクォータ制(quota system)を導入することの是非について	最近、社会的事件に関連して「女性議員の比率が先進国で最低に近い」との報道されたことに鑑み、クォータ制を議論する必要があると思う。	A委員
市全体とは？ 奉仕者が的確なのか？	説明の中では範囲等、分かりやすい表現がよいのではないか。	G委員
逐条解説中、「その他、…子どもへのまなざし運動」	子どもへのまなざし運動は地域コミュニティ活動に含まれないか。	G委員
逐条解説中、「職員の一人二役運動」を推進	8年間の総計はどう推移しているのか。 何か改善されたのか。 どう管理しているのか。	G委員
	運動について周知されているのか。 職務以外に社会的な役割を果たす、ということを強調したいのか。	H委員

【条文】

(意見等の取扱い)

第19条 市長等は、市民等から市政に対する意見、要望、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
市民等からの意見等が、具体的な施策などにつながった事例があれば、教えていただきたい。	市民の声が実際に市政に反映されているということを知ることは、主体的に発言し行動しようという気持ちにつながると考える。	B委員

【条文】

(審議会等)

第20条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募等により幅広い層の市民から選任するよう努めるものとする。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
議員、職員管理職、審議会に女性を一定数確保することを規定するクォータ制 (quota system) を導入することの是非について	最近、社会的事件に関連して「女性議員の比率が先進国で最低に近い」との報道されたことに鑑み、クォータ制を議論する必要があると思います。	A委員
審議会等の委員における市民から選任されている人の割合や選任の方法について教えていただきたい。	市民の多様な意見をどのようにすくい上げていくかは大変難しい課題であり、市民から選任されている委員はその重要な役割を担っているので、その割合や選任方法を知りたい。	B委員

【条文】

(住民投票)

第21条 市長は、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要があるときは、住民投票を実施することができる。

2 前項の住民投票の資格者、方法その他住民投票の実施に関し必要な事項については、事案ごとに別に条例で定める。

3 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
住民投票条例の制定状況	佐賀市には住民投票条例はあるのか。 この第21条で条例化していると解釈して良いのか。	F委員

【条文】

(地域コミュニティ活動)

第23条 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

【逐条解説】

(第1項)

地域コミュニティ活動とは、①身近な地域の課題を共有すること、②地域課題の解決を図ること、③当該地域の活性化を図ることを目的とした身近な地域での自主的な活動を指します。

本市では、自治会、女性や高齢者の団体、こども会、社会福祉協議会、体育協会などにより、地域において様々な地域コミュニティ活動が行われています。

例えば、地域活動の基本的な組織である自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、環境美化、地域福祉、防犯活動など、地域の生活に密着した課題をお互いに共有し、その解決に取り組み、地域の活性化を図る活動を行っています。

(第2項)

市長等は、地域コミュニティ活動を尊重し、その活動が促進されるように支援し、協働によるまちづくりを進めることとしています。

本市では、地域と行政が連携し、市民等が主役となって地域課題に対応するまちづくりをより一層進めるために、地域コミュニティ推進事業による支援を行っています。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
逐条解説第1項の「本市では、自治会、女性や高齢者の団体・・・」にコミュニティにおける自治の担い手である、まちづくり協議会を入れることについて	「本市では」の次にまちづくり協議会を入れて「本市では、まちづくり協議会、自治会、女性や高齢者の団体、社会福祉協議会・・・」としたい。	A委員
逐条解説第1項の「自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、・・・」	現状、自治会長の役割を理解していない。 行政指示不足ではないか。 校区自治会長会でも動いていない。 何故理解されていないのか。 自治会長研修でも説明できないか。	G委員
逐条解説第2項の「地域コミュニティ推進事業による支援」	現在も活動しているのか。	G委員

【条文】

(災害等への対応)

第24条 市長は、災害その他の緊急を要する事態（以下「災害等」という。）から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するため、市民による自主的な防災組織その他関係機関と連携するとともに、これらを活用した危機管理体制を確立し、適切な運用に努めなければならない。

2 市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図るとともに、近隣における市民相互の助け合いに努めるものとする。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
自主防災組織の現状	自主防災組織の完全立ち上げが前提でその他関係機関と連携するが、現状自主防災組織率はどれだけか。 自主防災組織の立ち上げに注力が必要ではないか。	G委員

【条文】

(子どもへのまなざし)

第25条 市民等、議会及び市長等は、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健全な成長に関心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
子どもの人権を尊重し…	子どもの権利条約を載せてみてはどうか。	H委員

【条文】

(総合計画)

第26条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、その計画の進行に関し適切な管理を行わなければならない。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、その策定に市民等が積極的に参加することができるよう努めなければならない。

3 市長等は、各行政分野における基本的な計画の策定に当たっては、総合計画との整合性に配慮するとともに、計画相互の調和を図るよう努めるものとする。

【逐条解説】（抜粋）

(第3項)

各行政分野における基本的な計画の策定においては、市の最上位計画である総合計画との整合を図るとともに、各行政分野の基本的な計画について、相互に齟齬(そご)を生じないよう調和を図ります。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
逐条解説第3項の「齟齬を生じない」	言葉が難しいのではないか。 くいちがい、ずれ、ではいけないのか。	H委員

【条文】

(国際的な視野の醸成)

第31条 本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

【逐条解説】

まちづくりには国際的な視野が必要であることについて規定しています。

国際化する時代において、本市のまちづくりに当たっては、地球環境問題や産業振興などに関して、あらゆる主体が国外の都市、団体等と交流・連携していくことが今後ますます重要となってくるものと思われます。

そのため、市民等が国際的な視野を持ってまちづくりを進めることができるように、青少年育成、文化交流などの国外の姉妹都市や友好都市との国際交流等に取り組み、市民等の文化の多様性への理解を深めるよう努めます。

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
グローバル化の進展で条文に追加項目が必要	今後、定住する外国人がさらに増えることが見込まれる。 すでに外国人のゴミ出しでトラブルがおきている。	D委員
逐条解説中の「地球環境問題や産業振興」に加え、保健衛生、公衆衛生の問題も説明を加えたい。	新型コロナウイルスなどの新興感染症の問題を無視できないため。	E委員

(全般)

【委員の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
地域づくり交流会について	令和2年度佐賀市地域づくり交流会の資料、どの団体も熱心に活動されており、大変興味深く読ませていただいた。 このような情報交換の場に、もっと多くの市民活動団体も参加してもらって、横の交流が広がるとよいのではないかと思う。	B委員
条例施行後の取組 「職員研修」⇒これだけで、職員が理解できると思えないので、研修方法の検討も必要ではないか。 ※市民に広めるならば、市の職員も熟知してほしいと思う。	市民と職員で同じ研修を受けるとか、一緒に協働で何かやるとか… 現在は、自分の持ち分で協働していると思う。清掃作業でも用具の準備、片付けは職員、清掃は各地域の市民、と同じことをやるにも別々で顔が見えない協働のように感じる。	B委員
全体的に、SDGsを意識してみてもどうか。内容は、SDGsを思わせる文面が見当たる。 佐賀市総合計画〈後期基本計画〉抜粋にも見受けられる。	佐賀市まちづくり自治基本条例(冊子)及び漫画で学べる冊子もとても分かりやすくまとめられていて、具体的な事例(架空かもしれないが…)も良いと思う。 もし、改訂版もしくは増刷されるときにSDGsのロゴだけでもいいので差し込むなどしてはどうか。	C委員
	特に子どもたちに配られている漫画版。 現在、子どもたちの方がSDGsについても詳しいかもしれない。自分たちが取り組もうとしている(始めようとしている)ことが、SDGsのこの項目に関わることでわかるだけでも始めるきっかけになるかもしれない。	
地域づくり交流会について	地域の課題等を持ち寄り意見交換 ＝諸活動を通じ地域の課題解決及び活性化に寄与。	D委員

議論のポイント	委員の意見	委員
<p>「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。 また、市民としては難しいと感じた。</p>	<p>「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思し、説明する時には別の（置き換えて）表現をするように、今まで（学校現場では）してきたので、行政用語等もあり、仕方がないのかも知れないが、スッキリしなかった。 特に、文末で「治める」は、あるべきではなく、「～できる」という意味合い（ニュアンス）の方がいいのでは。</p>	H委員
<p>具体的な姿、実際にどういう形で市民（我々）に伝わるのかを考えた時にどうしたらいいのか。</p>		H委員
<p>①前文 「心豊かに」</p>	<p>難しい</p>	
<p>②実際に、「子どもたちが誇れるまち」とは</p>	<p>市民（子どもから高齢者まで）にアンケート等を取られたのか。 考えられている姿は？</p>	
<p>③「安心して暮らし続ける」</p>	<p>平和、原発、オスプレイの問題や自然を守るなどに関すると思うが、そのことに関する意見を言う場や学ぶ場の確保は？と思う。</p>	
<p>④協働の必要性は分かるが</p>	<p>災害等の対応など、地域（自治会等）で話し合いをされているのか。私だけが分かっていないのか。それも問題ではないか。</p>	
<p>⑤佐賀市として、市町村合併があり、旧佐賀市と旧郡部との課題の違いがあるのではないか。</p>	<p>人口減少は否定できない。人口を増やすことも大切であるが、資源の活用（豊かな自然を生かす）は。</p>	
<p>⑥社会的弱者と言われる人たちへの関わり、配慮はどうか</p>	<p>どこかに、何らかの形で明記できないのか。</p>	